

II. PTA 規約

相模原市立谷口台小学校 PTA 規約

第一章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、相模原市立谷口台小学校PTAといい、事務所を相模原市立谷口台小学校に置く

(目的)

第2条 この会は、父母と教職員が互いに協力し、会員としての資質の向上を図ると共に、児童の健全な成長と福祉の増進を図ることを目的とする

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う

1. よい父母、よい教師となるよう努める
2. 児童の生活環境の改善に努める
3. 家庭と学校との緊密な連絡を保つ
4. 他の教育団体との連携を保つ
5. その他、目的達成のため必要な活動を行う

第二章 会員および会費

(定義)

第4条 この会の会員は、本校に在籍する児童の父または母およびこれに代わる者と、本校の教職員とする

(入会及び退会)

第5条

1. PTAカードの提出によって入会とする
2. 在学中は継続とし、転出等の場合は自動的に退会とする
3. 退会を希望する場合は、退会届の提出をもって退会とする

(会費)

第6条 会員は、会費を納入する。会費の額は、総会で決定する

第7条 前条の規約により、すでに納入した会費はこれを返還しない

第三章 役員およびその選出と任務

(役員の数)

第8条 この会に次の役員をおく

1. 会長・・・・・・1 (保護者)
2. 副会長・・・・・・3 (保護者2、教職員1)
3. 書記・・・・・・3 (保護者2、教職員1)
4. 会計・・・・・・3 (保護者2、教職員1)

第9条 この会の役員候補者を選出するため、候補者指名委員会をおく

(役員を選出方法)

第10条 役員を選出は次の方法による

1. 候補者指名委員会がそれぞれの候補者を指名し、総会に推薦し、総会で決定する。ただし、教職員の役員は学校長が指名する
2. 候補者指名委員会の構成は、細則に定める
3. 役員は候補者指名委員になることができない。また候補者指名委員は(1)項の候補者となることはできない

(役員および委員の任期)

第11条 委員の任期は1年を1期とし、連続3期以上の同じ役職の再任は認めない。ただし、教職員においてはこの限りではない

(役員または委員の補充)

第12条 役員が欠けたときは、次の方法でこれを補充する

1. 会長は副会長の互選により1名が昇格する
2. 会長以外の役員は、候補者指名委員会が指名した候補者を、運営委員会で決定する

(補充役員の任期)

第13条 補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする

第14条 役員はその任期が満了しても、後任が就任するまではその任務を行う

(役員の仕事)

第15条 会長は会務を統轄し、この会を代表する

第16条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは会長の職務を行う

第17条 書記は会計以外の庶務をつかさどり、業務に必要な書類、議事録などの保管にあたる

第18条 会計はこの会の会計経理と、財産の管理にあたる

第四章 会計監査委員

第19条 この会の会計監査のために、3名の会計監査委員をおく。任期は1年とする

第20条 会計監査委員は、候補者指名委員会の推薦を得て、総会で決定する

第21条 会計監査委員は、必要に応じてこの会の会計監査を行う

第五章 会議

第22条 この会の会議は、次に掲げるものとする

1. 総会
2. 全体委員会
3. 運営委員会
4. 本部会
5. 常置の各専門委員会

(総会)

第23条 総会は会員をもって組織する

第24条 1. 会長はその年度の初めに通常総会を招集しなければならない

2. 会長は必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる

第25条 会長は会員が全会員数の3分の1以上の同意を得て、会議の目的・召集理由を記載した書類を本部会に提出し、総会の召集を請求したときは、請求のあった日から1か月以内に、臨時総会を招集しなければならない

第26条 臨時総会は、開催日の7日前までに開催の日時・場所・議題を会員に通知しなければならない

第27条 総会は、会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立する

第28条 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない

1. 事業報告および事業計画に関する事項
2. 予算および決算に関する事項
3. 役員および会計監査委員の決定
4. 財産の処分に関する事項
5. 規約変更または廃止に関する事項

第29条 総会の議長は、総会においてこれを選出する

第30条

1. 議会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる
2. 議長は、議決に加わることができない

(本部会)

第31条

1. 本部会は、会長がこれを召集し、役員および学校長、副校長をもって構成する
2. 必要に応じて、各常置委員長および特別委員長の参加を求めることができる

第32条 本部会は、会長が議長になり、この会の運営に必要な事項を協議する

(運営委員会)

第33条 運営委員会は、役員、常置・特別委員会正副委員長および学校長、副校長をもって構成する

第34条 運営委員会は、会長がこれを召集し、この会の運営上必要な事項を協議立案し、その遂行の促進をはかる

第35条 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する

(常置委員会)

第36条 常置委員会は、委員長が召集し、専門分野の運営遂行上必要な事項を協議促進する

(全体委員会)

第37条 全体委員会は、役員・各種委員をもって構成する

第38条

1. 全体委員会は、会長が必要と認めるときこれを召集し、この会の運営上必要な事項を協議促進する

2. 構成委員の5分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって決定する

第六章 常置委員会と特別委員会

(細則への委任)

第39条

1. この会の活動に必要な事項を企画立案するために、常置の専門委員会をおく
2. 必要に応じて、臨時に特別な事項について委員会を置くことができる

第40条 常置委員会および特別委員会に必要な事項は、細則に定める

第七章 資産および会計

(資産)

第41条 この会の資産は、次に掲げるものとする

1. 会費
2. 寄付金
3. 財産および物品
4. その他の収入

(会計)

第42条 この会の会計に関する規定は、細則に定める

第43条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日におわる

第44条 この会の運営および活動に関し、必要な細則は運営委員会で決定する

第八章 個人情報

第45条 本会が個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り明確にするとともに、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わない。

(付則)

第46条 この規約は、昭和45年5月1日から施行する

改正 昭和49年4月20日規約一部改正、即日施行

改正 昭和53年4月15日規約一部改正、即日施行

改正 昭和59年5月19日規約一部改正、即日施行

改正 昭和60年5月25日規約一部改正、即日施行

改正 平成13年5月19日規約一部改正、即日施行

改正 平成14年5月18日規約一部改正、即日施行

改正 平成17年5月14日規約一部改正、即日施行

改正 平成26年1月22日規約一部改正、

改正 平成26年5月7日施行

改正 平成28年1月27日規約一部改正、即日施行

改正 平成29年5月1日規約一部改正、即日施行

改正 令和元年5月15日規約一部改正、即日施行

改正 令和2年9月4日規約一部改正、即日施行

細 則

第一章 候補者指名委員会

第1条 候補者指名委員会は、1～4年の各学年より選出されたクラス数×1名の候補者指名委員と教職員2名をもって構成する

第二章 常置委員会および特別委員会

第2条 この会の常置委員会は、ベルマーク委員会・広報委員会・校外生活指導委員会とする

第3条 この会に特別委員会をおくことができる

第4条 各常置・特別委員会は、正・副委員長各1名を互選する。

第5条 各常置・特別委員会の正・副委員長はこの会の運営委員となる。

第6条 常置委員は次の方法で選出する

1. ベルマーク委員は、各学年の保護者の中からクラス数×1～2名選出する
2. 広報委員は、各学年の保護者の中からクラス数×1名選出する
3. 校外生活指導委員は、各地区から地区長・副地区長を各1名選出する

第7条 常置委員会の任務と構成

1. ベルマーク委員会
 - (1)この委員会は、子どもの教育設備の充実をはかるために、ベルマークを回収、集計作業を行う
 - (2)この委員会は、各学年より選出されたベルマーク委員と教職員若干名をもって構成する
2. 広報委員会
 - (1)この委員会は、この会に関する広報活動を行い会員の理解を深める
 - (2)この委員会は、各学年より選出された広報委員と教職員若干名をもって構成する
3. 校外生活指導委員会
 - (1)この委員会は、この会の運営上必要な事項について、連絡調整をはかり、児童の校外における生活指導にあたり、環境の浄化につとめる
 - (2)この委員会は、各地区長・副地区長と教職員若干名をもって構成する

第8条 各委員長に支障があった場合は、副委員長がこれを代行する。

第9条 特別委員会の任務と委員の選出方法

1. この会の目的達成のために常置委員会以外の活動を行う
2. 選出方法は、運営委員会において決める
3. 特別委員会の委員は、会長が運営委員会の議決を得て委嘱する

第三章 慶弔規定

第10条 会員に関する慶弔規定を次のとおりに定める

- ・会員死亡の場合
5,000円の香典と、生花又は供物
- ・児童死亡の場合
5,000円の香典と、生花又は供物
- ・運営委員・教職員の長期にわたる病気
3,000円の見舞い
- ・会員火災等による罹災
罹災児童1人当たり3,000円、1人増す毎に、
1,000円の見舞い

第11条 前条のほか、会員ならびに非会員に関して、慶弔の意をあらわす必要を生じた場合は、その都度運営委員会において協議の上処理する

第四章 交通費規定

第12条 本会を代表して会員が出張したとき、必要に応じて交通費の実費を支給する

第13条 前条のほかに必要を生じた場合は、その都度運営委員会において協議の上処理する

付 則 地区割

第14条 この会の地区割は、次の9地区とする

谷口・ロビーシティ・大野・文京・上原・御園1・
御園2・豊町・鶴の原

第五章 改正

第15条 この細則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない

施行 昭和45年5月1日
改正 昭和49年4月27日
改正 昭和51年9月1日
改正 昭和53年4月15日
改正 昭和55年4月1日
改正 昭和59年5月19日
改正 昭和60年5月25日
改正 昭和61年5月17日
改正 昭和62年5月2日
改正 昭和63年3月19日
改正 平成7年5月31日
改正 平成7年7月5日
改正 平成7年12月6日
改正 平成10年12月3日
改正 平成11年12月2日
改正 平成13年5月19日
改正 平成18年12月5日
改正 平成26年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 令和元年11月27日